

宮崎県後期高齢者医療広域連合医療費適正化推進業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

宮崎県後期高齢者医療被保険者に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の内容点検事務、再審査請求事務及びそれに付随する確認事務を行い、医療費の適正化を図る。また、レセプト等のデータを十分に活用して医療費等データベースを構築し、地域における医療費の現状と特性を把握するためのデータ分析を行い、さらに、構築したデータベースを用いて、効果的な疾病の予防を含む疾病対策等及び各種保健事業を行うことにより、今後の医療費増加の抑制を図る。

2 業務内容

別紙「宮崎県後期高齢者医療広域連合医療費適正化推進業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日（4年間）

4 提案限度額

委託料 426,653千円以内（消費税及び地方消費税含む）（4年間総額）
令和8年度 97,079千円以内（消費税及び地方消費税含む）
令和9年度 103,324千円以内（消費税及び地方消費税含む）
令和10年度 109,784千円以内（消費税及び地方消費税含む）
令和11年度 116,466千円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 プロポーザル方式等採用の具体的な理由

当該業務はレセプト点検による医療費の適正化と、医療費データベースを利用して各種保健事業を行うことにより今後の医療費増加の抑制を図ることが目的であり、委託料だけで委託先を判断するのではなく、目的に対して効率的で最大の効果があげられる委託先を選択する必要があると判断し、プロポーザル方式による随意契約（地方自治法施行令第167条第1項第2号）を行う。

6 受注候補者決定に至る事務手順及び、業務のスケジュール

（1）受注候補者決定に至る事務手順

項 目	期 日
公募型プロポーザル実施の告示	令和7年7月1日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年7月1日（火）から令和7年7月25日（金）

質問の受付期限	令和7年7月1日（火）から令和7年7月22日（火）
提案書等の提出期限	令和7年8月8日（金）から令和7年8月22日（金）
プレゼンテーション及び審査会	令和7年9月9日（火） 予備日 令和7年9月10日（水）
受注候補者の選定	令和7年9月9日（火）から令和7年9月10日（水）

（２）業務のスケジュール

項 目	期 日
契約締結	令和7年12月中
「２ 業務内容」に基づく業務	令和8年4月1日（水）から令和12年3月29日（金）
業務完了	令和12年3月31日

7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）プロポーザル参加資格申込書の提出期限から契約締結の日までに、すべての自治体において、指名停止期間中でないこと。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は、ISO/IEC27001など第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。もしくは、同等の個人情報保護の体制を整備しており、その資料を提示できること。
- （７）個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。法人にあっては、その役員又はその支店、営業所等を代表する権限を有する者が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- （８）過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、市町村又は都道府県後期高齢者医療広域連合において、本事業と同様の業務又は類似の業務を元請けとして受注した実績があること。
- （９）国税、都道府県税及び市（区）町村税を滞納している者でないこと。

8 参加申込の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

電 話 0985-62-0921

FAX 0985-27-7699

M a i l kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書

イ 参加資格要件に関する誓約書

ウ 業務実績表

エ 会社概要

オ 会社法人用登記事項証明書（写し可） ※2

カ 所管税務署発行の課税に滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

※1、2

キ 都道府県税事務所発行の課税に滞納がないことの証明書（法人事業税、自動車税）

※1、2

ク 市（区）町村発行の課税に滞納がないことの証明書（法人市民税、事業所税、固定資産税、軽自動車税、市県民税〈特別徴収分〉）

※1、2

ケ プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類の写し又は、個人情報保護方針等の写し

※1 カ～クの証明は、提出日において有効なものであれば写しでも可とする。

※2 オ～クの証明は、宮崎市要綱を宮崎県後期高齢者医療広域連合要綱として準用する要綱の附則第2項により、宮崎市競争入札参加資格者名簿への登載をもって広域連合名簿への登載がなされたものとされた業者に限り、提出を省略できる。

(3) 提出方法

(1) の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月1日（火）から令和7年7月25日（金）の午後5時までに必着

（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和7年8月8日（金）までに通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法 電子メールにより、8 (1) の事務局あてに送付すること。

イ 受付期間 令和7年7月1日(火)～ 令和7年7月22日(火)の午後5時
までに必着

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

(2) 回答

回答方法 回答については随時、広域連合ホームページ上に掲載する。

10 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

8 (1) の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年8月8日(金)から令和7年8月22日(金)の午後5時までに必着

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

(4) 提案書及び見積書の作成方法

作成する提案書及び見積書は、仕様書及び提案書作成手順(参加申込書の結果を通知する際に参加業者に交付)により作成すること。提案書は会社名等がわかるものを正本として1部、会社名等特定できる情報を削除した副本を8部提出すること。また、見積書については参加申込書と同様の印鑑を押印したものを1部提出すること。

11 評価方法

(1) 評価基準

参加申込書の結果を通知する際に参加業者に交付する「評価基準及び評価項目」のとおり。

(2) プレゼンテーションの実施

提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 程 令和7年9月9日(火)

(予備日 令和7年9月10日(水))

イ 出席者 1者3名以内

ウ 実施時間 1者20分以内(質問、準備、撤収に係る時間は除く。)

※机、延長コードについては貸出し可能。

※スクリーンを使用する場合には、壁への投影が可能。

※プレゼンテーションにかかる上記以外の道具等は全て参加業者が準備するものとする。

(3) 受注候補者の選定方法

- ア 審査委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- イ 失格者を除き、各委員の採点の合計点が最も高い提案業者を受注候補者として選定する。
- ウ 合計点数が同一となる参加業者が複数いた場合は、価格評価の高い参加業者を受注候補者とする。価格評価も同じ場合は、採点者の投票により、最も多くの票を獲得したものとする。
- エ ア〜ウにかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受注候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ア 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積金額が、委託料の上限額を超えている場合
- エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- オ 審査の公平性を害する行為があったと広域連合が認める場合
- カ その他、広域連合が適当でないと認める場合

1.2 選定結果の通知・公表

選定結果については選定作業終了後、全ての参加業者に書面で通知し、ホームページ上で公表する。

1.3 契約に関する事項

受注候補者と広域連合の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。受注候補者の選定後、受注候補者側の特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

なお、この場合、次順位者を受注候補者とする。

1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の訂正・差替えは提出期限前であっても認めない。ただし、広域連合から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市条例を宮崎県後期高齢者医療広域連合条例として準用する条例第2条の規定により準用する宮崎市情報公開条例に基づき原則公開とする。
- (4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加する者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- (3) 提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
- (4) 参加業者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。